

平成23年度

フォークリフト運転技能講習実施ご案内

〒849-0921 佐賀市高木瀬西三丁目1番20号
 (佐賀県トラック協会内)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部
 TEL 0952-30-3456
 FAX 0952-31-6441
<http://www.satokyo.jp>
 (佐賀労働局登録番号 第3-1号)

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務(道路上走行運転を除く)についてはフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ、従事させてはならないという就業制限が定められています。当支部では、佐賀労働基準局の指導のもとに、標記講習を下記のとおり実施致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 講習日時・場所【武雄会場】

講習区分	月	日	日	時	場	所
学科	A・B	平成24年	3月19日(月)	9:00~18:00	武雄市北方町大字志久1936-1	肥前通運 株式会社
		3月21日(水)				
3月22日(木)		8:30~17:30	同	上		
3月23日(金)						
実技	定員 30名		電話予約受付開始日 2月17日(金)~			
電話予約受付時間 午前9時00分~午後5時迄【土・日・祭日除く】						

* 原則として上記の日程で実施しますが、天候不良や受講者が10人未満の場合には変更することがあります。

* テキスト改訂に伴い平成23年4月講習受付分より、テキスト代が改定料金となりました。

* 大型特殊免許(カタピラ限定を除く)の申込については、原則として3名までと致します。

2. 受講者区分および受講料等

受講者区分		受講料	テキスト代	合計
A	自動車の大型特殊免許のある人 (カタピラ限定を除く) 【学科1日 実技1日(初日のみ)】	15,750円 (内税)	1,575円 (内税)	17,325円
B	普通免許 自動車の中型免許のある人 大型免許 【学科1日 実技3日間(連続)】	27,300円 (内税)	1,575円 (内税)	28,875円

3. 講習科目

学 科 講 習	実 技 講 習
○関係法令【1時間】	○フォークリフトの走行の操作【20時間】
○フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識【2時間】	
○フォークリフトの荷役(走行)に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識【4時間】	○フォークリフトの荷役の操作【4時間】

* 講習終了後(最終日)に学科・実技の修了試験を行います。

4. 受講申込方法

(1) 受付は電話予約後、申込書の提出となります。
※電話予約は受講者多数の為、原則として1会社3名迄と致します。
申込書は平成23年8月より佐賀県トラック協会のホームページからダウンロード出来ます。(http://www.satokyo.jp)

インターネット・FAXをお持ちでない方は、申込書を郵送致します。

(2) 受講申込書の手続き
電話予約受付後、10日以内に直接申込書を持参するか、郵送して下さい。
※FAXでの受付は致しません。
※電話予約から10日を経過した場合は予約が取り消されます。
申込手続きは、月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時迄とします。
(郵送の場合は、受講料の入金が確認され次第、折返し受講票と領収証を返送しますので、必ず返信用の封筒(定形80円切手貼付)を同封して下さい)

(3) 申込書に必要なもの
 申込書に必要な事項を記入して、次の書類等を添付してください。
 ・3か月以内にとった写真2枚(3.5cm×2.5cm上半身無帽無背景) ※紙印刷不可
 ・自動車運転免許証の写し(コピー)を申込書に貼付する。
 ・申込(受講)者氏名欄に受講者本人の氏名を記入し押印する。

(4) 受講料の支払い
受講料は申込時に直接支払い、または現金書留・銀行振込みで納付して下さい。
(振込先: 佐賀銀行高木瀬支店 普通口座 1010058)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部)
※受講申込み受付後は、受講料の払戻や日程の移動はいたしません。

5. その他

・本講習の修了試験合格者には、「修了証」を交付します。
 ・受講票は、修了証交付の際に必要なので、大切に保管して下さい。
 《個人情報の取り扱いについて》
 受講者から当協会へご提供いただきました個人情報は、労働安全衛生法等の規定に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等の為に利用するものです。
 個人情報保護法により目的以外に使用することなく、厳重な管理に努めております。